

輸血拒否に対する対処方針

【基本方針】

当院では、生命の維持に必要だと考えられる場合には輸血を行う**相対的無輸血**の方針に基づき診療を実施します。

- 1、無輸血のために最善の努力をつくしますが、生命の危険が輸血を行うことにより回避できる可能性があるとは判断した場合には輸血を行います。この場合、輸血同意書が得られなくても輸血を行います。
- 2、「免責証書」等、**絶対的無輸血**に同意する文書には、署名はいたしません。
- 3、全ての手術や出血の可能性を伴う検査は輸血をともしう可能性があり、輸血拒否により手術や検査の同意書が得られない場合であっても、救命のために緊急で手術や検査が必要な場合は、輸血行為を伴った手術や検査を行うことがあります。
- 4、以上の方針は、患者の意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず適用いたします。
- 5、自己決定が可能な患者、保護者又は代理人に対しては、当院の方針を十分に説明し理解を得る努力をしますが、どうしても同意が得られず、治療や検査に時間的余裕がある場合は、転院をお勧めします。

運用

1. 当事者が 18 歳以上の場合

当事者が医療に関する判断能力がない場合には、代理人が判断する。

a. 当事者または代理人が相対的無輸血治療を承諾する場合

当事者は医療側に本人署名の「宗教上等の理由による輸血拒否に対する治療方針の説明・承諾書」を提出する。

基本的に輸血同意書にも同様に署名する。

ただし、輸血が予期されないと主治医・医局が判断する場合は、輸血同意書に署名しなくてもよいが、同意書がなくても相対的無輸血の方針であり、輸血により生命の危機が回避できる可能性があると判断した場合は輸血を実施することに変わらない。またその経過および結果を診療録に記録する。

b. 当事者が相対的無輸血治療に同意しない場合

すみやかに転院を勧告する。

2. 当事者が 18 歳未満の場合

当院では、18 歳未満の小児の輸血は実施しない。すみやかに転院を勧告する。